

審議会等の会議録

会議の名称	平成29年度第1回座間市地域保健福祉サービス推進委員会		
開催日時	平成29年12月19日(火) 午前9時30分～11時00分		
開催場所	総合福祉センター 2階 会議室		
出席者	<p>(委員)</p> <p>出席：鈴木孝幸委員、飛田昭委員、阿部正信委員、曾根齊委員、田中誠一委員、尾崎憲一委員、佐久間志保子委員、城条洋子委員、鈴木八千代委員、堀弘子委員、土屋暢子委員、長谷川昌夫委員</p> <p>欠席：中川正行委員、土屋光克委員、佐藤節子委員</p> <p>(市)</p> <p>健康部長、介護保険課長、保険係長、福祉部長、福祉長寿課長、主幹兼福祉総務係長、主幹兼長寿係長、福祉長寿課1人、障がい福祉課長、障がい福祉係長</p>		
事務局	福祉長寿課		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	傍聴人数	1人	
非公開・一部公開とした理由			
議題	<p>(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について</p> <p>(2) 座間市障害者計画・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の策定について</p> <p>(3) その他</p>		
資料の名称	<p>(1) 座間市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定に係る基礎調査報告書</p> <p>(2) 座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)</p> <p>(3) 座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)概要版</p> <p>(4) 在宅介護実態調査の集計結果</p> <p>(5) 座間市障害者計画第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画(平成30年度～32年度)(素案)</p>		
会議の内容	初めに、平成29年3月19日(公募委員については平成29年10月1日)をもって委員の任期満了のため、本会議の冒頭において新任及		

び再任の委員に委嘱状を交付し、委員、説明員、事務局の自己紹介を行った。

(事務局) 平成29年度第1回座間市地域保健福祉サービス推進委員会の開会に当たりまして、福祉部長の秋山より御挨拶を申し上げます。

《福祉部長挨拶》

(事務局) ありがとうございました。

議題に移らせていただくに当たり、資料の御確認をお願いしたいと存じます。

順に、次第、委員名簿、座席表、本委員会規則、また議題(1)に関する資料としまして、

- ・資料1 座間市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定に係る基礎調査報告書
- ・資料2 座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)
- ・資料3 座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)概要版

以上の3点については、事前にお配りさせていただきました。

この3点に加えて、

- ・資料4 在宅介護実態調査の集計結果

を本日お配りしました。

資料は以上でございます。不足している資料はございませんでしょうか。

なお、議題(2)に関する資料は議題(1)終了後に配布します。

それでは、議事に入ります前に何点か御許可をいただきたいと思えます。

まず、座間市市民参加推進条例第12条の規定により、本会議は公開となっています。本日は傍聴者が1人おりますので、入室を御許可いただきたいと思えます。

また、本日は委託業者が入室し、委員の御意見等を取りまとめるために録音機を使用することを御許可いただきたいと思えます。

以上3点につきまして、座間市市民参加推進条例施行規則第7条第2項及び第4項第2号に基づき、審議会の長の許可を受けることとされておりますので、御許可いただけますでしょうか。

《異議なし》

それでは、異議なしと認め、委託業者の入室と録音機の使用を許可します。

(事務局) ありがとうございます。続いて、次第5の会長、副会長の選出に移ります。

お手元に用意しました本委員会の規則を御覧ください。

規則の第4条第1項で、会長、副会長につきましては「委員の互選により定める」となっております。

御意見のある方は、恐れ入りますが挙手の上、御発言を頂ければと存じます。

(阿部委員) 会長に飛田委員、副会長に田中委員を推薦したいと思えます。

(事務局) 只今、阿部委員より委員長に飛田委員、副委員長に田中委員の御推薦がありましたが、他に御推薦等はございますでしょうか。

《異議なし》

(事務局) それでは皆様の温かい拍手をもって選任とさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。それでは飛田会長、田中副会長におかれましては会長席の方へ移動をお願いしたいと思います。

(事務局) 健康部長が参りましたので、紹介の方をさせていただきたいと思えます。

<<健康部長挨拶>>

(事務局) 傍聴の方はここで入室していただくこととなります。

本日は中川委員、土屋委員、佐藤委員の3名の方から御欠席との御連絡をいただいておりますが、地域保健福祉サービス推進委員会の規則第5条第2項の規定により委員の過半数の出席により本会が成立していることを御報告申し上げ、議事の進行を会長にお願いしたいと存じます。会長よろしくお願ひいたします。

《会長、副会長挨拶》

(会長) 本日の進め方ですが、まず議案(1)について論議をさせていただき、その後一同休憩をとりまして議案(2)について論議し、最後に議案(3)その他、そして事務局及び皆様からの連絡事項等あるか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

(会長) それでは、早速議題に入りたいと思います。

「議題(1)座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定」について、事務局から説明を願います。

《福祉長寿課説明》資料(1)～(4)に基づき説明

- ・ 当初のスケジュールではこの地域保健福祉サービス推進委員会は8月、11月に開催する事となっていた。事務局が見込んでいたアンケートのボリュームが思っていたよりも多く、集計をとるのに時間を要したために12月の開催となった。
- ・ アンケート調査を1月30日から2月15日にかけて実施したところ全体で8,544件に対し、5,900件の回答があり、回答率69.1%となった。
- ・ 一般高齢者については、現在の居住区に住み続けたい希望が82.2%、住まいに関する支援では、手すりや段差回収の支援、緊急通報装置の設置、住まいの防犯設備設置の支援の順で高くなっており、将来にわたり快適に暮らせる住環境が求められている。
- ・ 自分の健康状態に関しては81.4%が健康と感じている。
- ・ 在宅生活を支えるサービス基盤の整備としては、サービス内容等の周知を図るとともに高齢者のニーズに合わせて多様で柔軟なサービスを提供する地域密着型サービスの充実が求められている
- ・ 一般市民について、在宅継続のための介護支援体制づくりや若年期からの生活習慣病予防の取り組み、また世代を超えてともに支えあう地域づくりが求められている
- ・ 施設入所の理由は、「介護者がいない」が最多だが、核家族化や家族関係の希薄化が問題視されており、施設入所に頼らなくても在宅介護が楽に続けられるよう在宅介護を支える家族等介護者への支援が重要である

- ・ 介護サービス提供事業者について、介護サービスの基盤整備として高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように介護サービスの充実を促進する必要がある。また、サービスの質の維持、向上に向けて、意見交換や相談支援の場といった機会づくりや、専門職の確保、人材育成も課題となっている
- ・ ケアマネージャーについて、利用者本人の自立支援を意識したケアマネジメントが求められ、また在宅医療と介護の連携あるいは地域包括支援センターとの連携も重要な課題となっている。
- ・ 資料4として配布した「在宅介護実態調査の集計結果」について、個人情報を使用して集計している点や、資料1のアンケート結果が公表されることから、この補助資料は広く公表を行わずに本委員会限りの補助的性格としての資料として提示した。
- ・ 「夜間の排泄」および「認知症状の対応」「外出の付き添い・送迎」への不安が大きい傾向にあり、これらの不安を軽減する支援サービスの検討が必要と考えられる。
- ・ 介護者の就労状況等多様な状況に合わせた柔軟なサービス利用が必要となるため、介護保険サービスだけではなく、保険外サービスも含めた情報提供、支援、サービスの検討が必要と考えられる。
- ・ 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備について、「利用していない」が最も多く、「掃除・洗濯」「外出同行」「移送サービス」の順となっており、いずれも10%台となっている。
- ・ 在宅生活に必要と感じる支援・サービスについては「移送サービス」「外出同行」「掃除・洗濯」となっている。
- ・ 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制について、介護度が重症化、認知症自立度が高くなる状況で、単身世帯では「検討中」「申請済み」の割合が高く、夫婦世帯及びその他世帯では「検討していない」割合が高い傾向がある。
- ・ 介護と医療、両方の支援を必要とする在宅療養者が増加することが見込まれるため、在宅医療・介護連携の強化を関係者間で図る必要がある
- ・ 認知症自立度別の在宅生活の継続に必要と考えられる支援・サービスについてはおおむね「外出同行」「移送サービス」の割合が高く、単身世帯では「掃除・洗濯」の割合も高い状況となってい

る。

- ・ 素案の第1章、第2章は、現行のものと構成上変更はない。
- ・ 地域ケアシステムの構築、並びに介護保険事業の安定的な運営を目標としており、課題として①在宅医療介護連携の推進②認知症施策の推進③地域における自立した日常生活の支援④高齢者の居住安定に係る施策の連携⑤その他サービスの周知等、の5点を挙げている。
- ・ 基本理念は現行のものと変えない。計画目標については、①地域包括ケアシステムの深化・推進②介護保険制度の安定的・持続的な運営、の2つに分けてある。
- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進について、日常生活圏域を基本に、①自立支援・重度化防止に向けた機能の強化②在宅医療・介護連携の推進③地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等、に向けて取り組むこととしている。
- ・ 介護保険制度の安定的・持続的な運営について、ケアプランの点検事業や市で指定する介護保険事業所への実地指導など、適正な介護給付と介護保険料の賦課徴収に努める。
- ・ 第5章は介護サービス量の見込みを中心とした内容になっている。
- ・ 第6章は、現行と同じ内容となっている。
- ・ 素案に対して委員の皆様からの意見等を反映させて、12月22日からパブリックコメントを実施する予定となっている。

(会長) ありがとうございます。

内容についても説明いただきましたが、御意見、御質問のある方はいますか。

(堀委員) 高齢者の居住安定に係るところの不動産の説明を聞いてもらえるサポーターとはどういう人なのでしょうか。

移送サービスの利用率が横ばいであることについて、移送サービスの料金は高額な印象があるので、周知するだけでは、なかなか利用は増えないのではないかと思います。

医療と福祉の連携の拠点づくりについて載せた方が良いのではないかと思います。

地域包括ケア会議、在宅医療推進協議会の両方が月1回開催となると関係者は月2回会議に集まることになり大変なのではないでしょうか

(長寿係長) サポーターには、相談会に来た方が不動産屋に行くのが不安だという場合にボランティア2人をお願いして、不動産屋へ同行して話を聞いていただいている。

移送サービスについて、市でやっている移送サービスは、福祉車両を使う移送サービスになっているので、車椅子やストレッチャーを使う方に限られていますので、介護度の重い方が対象になっております。軽い方に対する移送サービスは現在行っておりません。

移送サービスは、5キロ未満だと片道800円往復1,600円で利用できるようになっております。

(介護保険課長) 医師会に委託して連携拠点として支援室を設置させていただいており、今年度は準備室という名称で平成30年度から本格的に支援室として運営する予定です。明確に支援室というところを計画に載せた方が良いかは、御意見として検討させていただいて次回の委員会でお示しできれば、と思います。

また地域包括ケア会議と在宅医療推進協議会。定例で毎月1回、同じ委員さんが両方の委員会の委員さんになっており、地域包括ケア会議及び在宅医療推進協議会という位置付けで毎月定例の1回の会議の中で両方の会議を開催させていただいています。月1回が多いか少ないかについては、集まっている多職種の委員さんからは積極的な御意見を頂いて、そういった中で活発に活動できている会議なのかなという認識ではおります。今現在は月1回でわりと充実した内容になっているのかなという認識でおります。

(堀委員) 5キロ未満800円というのは民間の福祉車両と言う事ですか。

(長寿係長) 民間とは別で、市から市内のNPO法人をお願いしています。

(佐久間委員) 資料2の14ページについて、今、介護人材をいかに増やすかがすごく課題でもあって、ただ建物だけ建てたり、事業所だけあっても、そこがうまくいかないとやはり安定的に利用者の方も利用できないのではないかなと思います。その辺はどのように市としては考えているのでしょうか。

(介護保険課長) 介護人材のところにつきましては、大変難しい部分であるという認識はございます。座間市に限ったことではなく全国的に人材不足とされている中で、今現在市としては、人材育成支援事業というものに取り組んでいます。

これは、資格を取った方に対し補助を出す制度ですけれども、実状としては自己負担もかかってくる部分があるので、そこに手を挙げて補助を申請していただける方がいないという現状です。

市の取組みとしては、なんとか支援したいというところはありますけれども、どうしても限界があるのかな、と思っており、そのようなところも今後いかに上手く周知していくかということも課題だという認識はありますので、引き続き検討していきたいと思います。

(佐久間) リタイアされた方達に研修をして、施設での話しかけ等のサービスをして頂くという流れがありますが、そのような取組みとかはないのでしょうか？

研修を何時間してという風にして施設の中で本当に介護を専門的にするのではなくて、見守り、話しかけ、車椅子を押す、といった取り組みをする流れも今始まってきています。小田原では自前でやっていたり、色々なところがそういった取り組みを自前でやっています。

(堀) ベルホームの施設長、アガペセンターの施設長がいるので、介護保険の現地指導に行って一番最初に必ず聞くのが、離職がどのくらいありますか、と聞くことが多いです。やはり安定したサービスの提供をしたり、質をあげたりするためには、色々な制度が入って加算も入っているが、人が整っていないと現実的には無理だな、と思うことが多いので、施設で長くやってもらうために施設側が努力していることを聞かせてもらいたいです。

(尾崎) 私共の方では、7～8年位前からEPAで介護福祉士候補生で来ているインドネシアの子を受け入れたり、行政でも介護人材については御協力いただいている部分があるのですが、正直間に合わない、というところで、介護の資格を施設の中で育成教育していこうという取り組みにEPAを受け入れる頃から変えさせて頂いて、それにあたっては神奈川県教育支援の助成金等、色々な助成金を使いながら社内教育を充実させています。介護人材がいない、離職率が高い、と話を伺うが、正直うちの施設は、離職率が介護だけでいうと5パーセント未満。介護に関わっている職員が70名ほどいるが、平均の在職年数は6年を超えてきている。助成金を申請ながらと言う事も含めて、介護福祉士の資格取得を進めていて、私がベルホームに入職した当時は加算の関係でも介護福祉士というものに関してあまり当たってなかったというところがあるのですけれども、そのあとは介護福祉士が施設の中でどのくらいの割合がいないと負担が取れないよというよ

うな加算があるのもありまして、勉強させてきたというところで今60パーセント程ですね、40数名の職員が介護福祉士の資格を取って、インドネシアの子も2名受かって、帰ってしまう子もいるんですが、引き続き施設の中で継続して働いてる子もいる、というような状況です。

他の所を聞くとやはり皆さんどんな取組みをしているのかというのがなかなか教えてくれない所もあるのですけれども、ベルホームの実態だけで言うところと世の中の流れと逆に、企業努力させていただいた部分が沢山あったというところも含めて、離職率がほぼ介護分野ですが少ない。資格取得者も増えてきて、平均勤続年数も増えてきて、というような状況でさせていただいてるというような感じです。

他の所の参考になるかは分かりませんが、早めに早めに取り組みさせていただいたという結果が現状になっているのかなと思います。

(副会長) ベルホームさんは高齢関係で、私は障がい関係なのですが、離職率はほぼ0に等しい。0とは言いませんけども、2パーセントほどです。というのは、本当に常勤職員も非常勤職員も辞める職員はほとんどいない。ただ、ここへきて一番困っているのは常勤職員のいわゆる結婚後の出産。妊娠をすると、産前産後で現実的に14週間の公の休暇に入りますよね。いわゆる育児休業が、現実に、うちの規定では3年取れる。ただ、健康保険組合の企業保障が1年半なので、その間にほとんど戻ってきます。戻る時に常勤で戻ってくる職員と、非常勤で時間を自由にさせてくださいという申し出がある。ただ、そのマッチングが非常に難しい。

様々な障害福祉サービスを提供させていただいてますけれども、うまくマッチングが出来る時と出来ない時、空きの問題がありますので、そういったところが大きな課題。うちは事務所も兼ねてますから、産前休暇に入る時に職員に一応面接をして、復職についてどのように考えてますかと一応意向を聞いて、こうですと言われると、その時に事前に分かったら前もって早く連絡を下さい、こちらはその時の情報をちゃんとお伝えしますから、と話をしています。ですから今年の4月に育児休業を取得して戻ってきた人間が変則なのですが、7時から早番あり、夕方8時までの勤務という形でその人だけ変則にして夜勤なしで常勤で勤めてます。

あと常勤で今、実は今年ものすごく産休に入りまして、職員が多いと、特に女性職員が多いと、そういったところが一番大きな課題で実

は今回の第7期の計画の第5章2-8に介護人材の確保という見出しが出ていますよね。具体的に今後計画の中でどのような形が出てくるのか、ある意味期待感を持っていたのですが、佐久間先生の方から質問していただき、堀さんから追隨してお話があったわけですが、正直言って、これは一地方自治体だとか、事業所の問題ではないと思います。基本的には国がいかにかんこの問題に取り組むかということだと思っています。それはなぜかという、報酬体系でみていただくとわかると思いますが全て加算です。本体のところは何もいじっていないです。全部加算です。加算はいつでもとれてしまう。

来年の4月から、介護保険もそうですし、障がい関係もそうなのですが、報酬単価も3年ごとの見直しで新しく来年の4月からなるんですけれども、障害関係の一番今大きな社会保障審議会の中の攻防がサービス推進費をどうするか。それはどういうことかという通所施設の場合に給食に伴う管理費、人件費を国がサービス加算として一人1日300円出している。それを、厚労省は取りたくないとしているが、財務省は絶対取ると、予算つけない、としている。年末年始は非常にそこが大きな攻防になると思います。それがもしなくなると、通所関係のところはたぶん給食提供ができなくなると思います。それはなぜかという今収入に応じて材料費の実費を見ながらもらっています。それが光熱費含めて基本的に国の試算では420円かかるのですが、事業所は120円、サービス推進費から300円出しています。それがなくなってしまうと全額事業所がそれを負担できるか、と言ったらまず基本的に困難ではないか、と思います。せっかく働いて得た事業者さんの収入がみんなお昼代に消えてしまう、場合によっては足りなくなると、または家からお弁当を持ってこなくてはいけない、家族が作ってくれるか、または仕出し弁当屋で取った場合に食育の問題が本当にそれでいいのか、といったところを国がちゃんと考えてないのです。私はそこが一番大きな問題だと思っています。

(佐久間委員) 全然違うところで申し訳ありません。

資料4のP85～P88のグラフのところに「ゴミ出し」というのがでてくるのですよね。パーセンテージはそんなに上位じゃないこのゴミ出しの部分が必要と感じる支援だと出ております。

これは訪問介護にも入らない、朝早いのかとかそういうことでゴミ出し単独で、ここがとても必要なサービスというか支援という風に考えていらっしゃるのであれば、これをたとえば地域の中でボランティア

ア的にやるとか、社協さんが中心とか自治会さんとかそういうところで下におろしていけるものでもないのでしょうかねと思いました。

(堀委員) 資料2のP28の多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供のイメージ図がとてもいいなと思ったのですが、是非ゴミ出しなんかも先ほどおっしゃるように自治会単位の圏域に入ったらいいのかなと思いながら今聞いていました。

あと逆に中学校単位のところに「移動販売」とか「食材配達」とか面白いなと思ったのですが、これは民間さんがそういう補助をこれからどんどんやっていくだろうということで入れられてるのかなというところで、どんなふうに現実的に進むのかな、と思いました。この「家事援助」というところでゴミ出しとかも入ればいいのかなと思ったのですが、この自治会単位のイメージってどんな風に進めていく予定なのかな、と思いました。

(事務局) 佐久間委員さん、それから堀委員さんから御質問いただいたことに答えさせていただきます。

堀委員さんから資料2のP28のイメージにつきましてはですね、現在の第6期の計画の期間中に生活支援の体制づくりということで、市全体のことも考えて行こうという生活支援体制整備協議体ということで自治会それから民生委員、老人クラブ、NPO法人をはじめとした方に御参加いただいて協議を始めているところです。

その中の議題として家事援助をあげさせていただくことがあるかと思えます。同じくゴミ出しについても検討させていただくことになりうかと思えます。

(鈴木委員) 今のゴミ出しの件で、他市で安否確認をしながら個別に収集しているところもあるのです。こういう大きな計画の中だけじゃなくて、全体としてどう考えるか、というところも一つ視点として入れておかなければいけないかなと考えています。

ですので、他市のこういう事例もあるので、ボランティアとかNPOとかって聞くと結構大変なので、そういう仕組みを作ってやるっていうのも全体として見た方がいいかなと思っています。

(堀委員) 意見なのですが、テレビで見てお話を聞いたことがあるのですが、共に生きる社会という形で、小学生から全部教育を、と言われてる部分と十和田市の話聞いたときに住民1人1ボランティアというのがあって、必ず全員が、小学生でもゴミ拾いをしたり、何か声掛けをしたり、何かすることでボランティアとして参加できるという

ことをすごく進めていたのですね。視察に行ってお話を聞いてきたんですけれども、やはり、その話を聞いたときに、先ほどのゴミ出しではないですが、場所によりけりかもしれないですけど、同じ団地に住んでるならその高齢の方とその子供たちが交流する場があって、朝通学する前にトントンしてゴミ出しをしてあげるといったことをすごく進めていて、子どもは子どもでその役割があるということとで喜ばれるということ、学校でもみんな喜んであげるといったところがあってすごく子供の成長にも役立っている、というところがあったので、地域全体で子供を育てるという意味でも、あと高齢者との交流、障害者との交流とかも含めてやれたらいいのではないかな、と思ったのですが。

(会長) 今御意見を頂きましたが、介護保険課長いかがですか。

(介護保険課長) 参考になる意見をいただいて、ありがとうございます。

良い取り組みだと思しますので、その辺は私どもの方でも全く考えていないというわけではなくて、地域のコミュニティの醸成の中で、アンケートの中にも出ているのですが、コミュニティの関心の希薄性というところが薄れてきているのかな、というところも見受けられる中で、地域の中で、ある一つの地域の中でそういう取り組みをしていただいてもいいと思います。それがだんだん市内に広がっていくとか、そういった形で先ほど係長が申しあげました協議体という組織も活用しながら検討を進めていきたいと思っております。

(鈴木孝幸委員) まず、質問ですけれども、この中の計画いろいろ拝見しますと周知していくという言葉がいっぱい出てきます。周知の方法はどうなるのだろう、と見ていったのですけれども、周知の方法が記載されていないです。だから、どのような形で色々な意味で各種の事業などを周知するのかというのが質問です。

2つ目は、災害時避難行動要支援者支援というところで、これ今会議をやっています、なかなか地域で名簿を受け取って、災害時に動く体制を作ろう、という話になっていないと思います。そこの調整をしないとこれは実現できないのではないかと考えておりますが、それはいかがですか。

(介護保険課長) まず周知の方向についてお答えします。今現在も周知自体の取組は行っていますが、基本的には広報、それからホームページ、介護の事業者さんの関係であれば、登録をいただいている事業者

さんにつながっている専用のメールがございます。そこで一斉配信をしながら情報を提供するということもあります。

基本的にはそちらの媒体を使いながら周知の充実に努めていきたいとは思っていますが、新たな取り組みなど、力を入れたい取組があれば、タウン誌などもありますので、そういったもので情報提供しながら周知の充実に努めていきたいと思っております。

(鈴木孝幸委員) そうすると、確かに今おっしゃった中で、高齢の方たちには難しいところがあるのではないかと思います。というのはホームページでよく一般的に出されたりするのですが、ホームページが見に行ける65歳以上の高齢者ってどれぐらいいるのだろう。

若い人たちとのいわゆるデジタルデバインドというか、その辺のところなかなか難しいというところだと思います。先ほどおっしゃったタウン誌などの、そういった紙媒体の充実ですとか、あとコミュニティセンターなどを丁寧に回っていただいて、そういったところでの実際の説明をするというようなことを計画してみたいかなと思います。

(介護保険課長) ありがとうございます。参考にさせていただきながら、自治会の回覧もありますので、そういったものも活用しながら周知していきたいと思っております。

(福祉長寿課長) 先ほど災害時避難行動要支援の件ですが、なかなか現状として座間市、鈴木委員のおっしゃる通り、名簿をなかなか受け取っていただけないということが実態としては確かにあります。

ただ、我々が自治会さんの方に出向いて説明会を開いて、あるいは今の会長さんも非常に積極的にやっけていただいているので、まだまだ半数パーセンテージとしては50パーセントにはいってないところですけれども、40数パーセントまでは受け取っていただきまして、今後もまたそれは引き続き我々も努力はしていきたいな、と思っております。

今回この中で災害時避難行動要支援者支援、出てきていますけれども、先ほど子供がお年寄りのところに行ってゴミ出しのお手伝いをするとか、そういったところにつながってくる話かなと思っております。あくまでも座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の中で考えるとすると、災害時避難行動要支援者支援は一つの切り口なのかなと思っております。先々はお年寄りなり、災害弱者といわれる方々が確かに対象になってはいるんですけれども、ここに書いてあ

る地域包括ケアシステムに向けての一步かな、と思っております。

もちろん今回こういうものでも話題としてあったことについては、避難行動要支援者等の協議会でも共有していきたいと思っております。

(鈴木孝幸委員) 参考でよろしいですか。

今の参考なのですが、平塚市だったと思うのですけれども、中学生が災害時に自分の地域の要援護者のところに行く、という仕組みを作っているところもあるので、ぜひ参考にしてみたいかでしょうか。

(会長) 今だいぶ御意見が出てまいりましたが、まだその他に御意見・御質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

(鈴木孝幸委員) 確かに、高齢者保健福祉計画なので、障害のある方たちの記載が一行もないのですが、64歳から65歳に、いわゆる介護保険の対象となった障がいのある人たちが、どのようになっていくかというところは、どの程度のボリュームかはわかりませんが一つ入れておく必要があるかな、と思います。というのは、例えば、総合支援区分で行くと結構高いのに、介護保険の認定調査だと非該当になってしまうというような、調査のギャップのようなものが出てきたりすると、普段受けられていたサービスがなかなか受けられない。

確かに国の社会保障審議会とかでは障がいのある人たち64歳までサービスを受けていれると、それは減らさないように、という方向性は出てはいますが、それだけではなくてやはり、介護保険を使える人は介護保険を使った方がいいとは思っているので、その辺のところの障害のある人たちの項目を一つ入れていただけるといいかな、と思います。

(会長) 御意見が出てますが、事務局の方では、いかがですか。

(介護保険課長) 障害の方と介護保険の境目のお話をいただきましたが今回の制度改正の中では共生型サービス事業の整備というところが新たに入ってきています。それは今まで障害のある方が受けていたサービスが介護保険の対象になることによって介護保険の給付の方に切り替わるということでサービスを受ける施設が変わってしまうといった形で今まで築いてきた信頼関係がまた一から介護の方で始まってしまふ。そういったことがないように、一つの事業所で障害のサービスと介護のサービスが受けられるように、という制度の内容も盛り込まれています。これについても対応して参りたいと思っておりますので、これについては計画の中で文言として記載はされているかと思っております。

P 1 9になります。

(鈴木委員) 今おっしゃったのは、事業所の話。制度の話とは違うかなとは思いますが、お話の意味はよくわかりました。

(尾崎委員) 介護保険課長からお話しいただいたところではありますが、介護保険の改正については先月末ぐらいから今月のはじめにかけて審議会の方で審議されているようで、ネットの方で資料が挙がっているのを見させていただいたところです。

私も共生型サービスというのは非常に興味があるところで、どのような形になるのか知りたいな、と思ったのですが、介護の方で来られていて障がいをお持ちの方もデイサービスに来られたりしますので、ネットに上がっている資料は介護保険制度の加算のからみの中での書類資料になっていましたので、どんなものなのかがよく見えなかったのですが、また情報提供ありましたら早めにいただければありがたいです。

今後の方向性として、介護福祉施設においても障害の方を受け入れていくのか、または逆に障がいの施設で介護認定をお持ちの方を継続利用していくのか。障害の方は障害の方、介護の方は介護の方と色分けするのはよくないと思うのですが、やはり認知症の方と障害の方というのはベースとなるメンタルや認知能力など、色々なことが違うので介護の仕方というのも現場で変わってくると思います。ただ受け入れは柔軟的にやっていかないといけない。社会的な資源として、高齢の施設はたくさん作っていただいてありがたいが、障害の方の施設はなかなか足りない、と聞いてますので、受け入れのキャパの中では障害も、介護も、同じように受け入れられるようになればいいかなと。それがこの共生に当たるのかな、と考えておりました。

今後も情報提供ありましたら、早めをお願いします。

(堀委員) 人生100年といわれているところを考えると、健康づくり、生きがい社会の推進、生涯学習、生涯スポーツの推進で、高齢者に呼びかけるときに、自分が保健師なのでよくお話しするときには、みなさん75歳まではどんな形でもいいから働いてください、と言わせていただけています。

前期高齢者は自分たちの先輩の高齢者の面倒も見ましよう、みたいなことを言わせていただいていることがあります。そのようにしてお互いに助け合っていないといけない、というところがあるので、「働く」という言葉を入れて欲しいと思いました。

これから在宅での看取りも増えていくのかな、と思うので在宅医療推進の流れの一環として在宅での看取りというのも入ってきます。それが自然に、人が死ぬって自然なことだし自然に死ぬってどういうことという話に繋がるのではないかとも思います。入れにくい話ではあるのですが。「働く」という言葉は入れてほしいと思ったので御検討ください。

(介護保険課長) ありがとうございます。御意見として承らせていただいて、可能な限り計画に反映してまいりたいと思います。

(副会長) 第7期の介護保険計画の素案のところで具体的なものは出ていませんけれどもアンケートなどを示していただいて、7回目になってくるとだんだん具体的な指示も出てきますけれども、厚みを帯びてくる。特に今日はクロス集計版なども出ています。今度は、こういった資料を計画に活かして、反映していただきたい。

あと各委員からも色々な意見出ましたけれども、すべてが取り入れられるとは思っておりません。取り入れられることを一つ一つ具現化していただきたいと7期の計画には期待したい、と思います。

(会長) 皆さんから御意見いただきました。議題(1)についてはよろしいでしょうか。

《異議なし》

ありがとうございました。終了とさせていただきます。

ここで時間を約5分間休憩をいただき、説明員の交代をしていただきます。

《休憩・説明員の交代》

(会長) それでは、「議題(2)座間市障害者計画第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の策定」について、事務局から説明を願います。

《障がい福祉課説明》資料(5)に基づき説明

- ・平成29年3月1日付けで厚労省から障害者計画、障害児計画に係る障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施の確保のための指針が発出された。津久井やまゆり園の再生基本構想の検討をした都合により、県の計画の着手が遅れ、県の成果目標が示された後、1

1月に入ってから市の計画策定にあたることとなった。

- ・ 障害者計画第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画について平成18年の第一期から数え、第五期は平成30年度から32年度までの3か年の計画となっている。
- ・ 障害者計画は障害者基本法、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づいて策定する。
- ・ 障害者手帳保持者2000名にアンケート調査をした、8つの障害者団体と市内の障害者事業所のうち利用者多い事業所8つ計16の団体の代表が集まる障害者計画作業部会、庁内の関係課で構成された庁内策定委員会を発足した。アンケート、障害者計画作業部会、庁内策定委員会で障害者の計画の意見集約を行った。
- ・ 障がい福祉に特化した協議会である地域自立支援協議会で計画の評価、進行管理、見直しを行っている。
- ・ 座間市地域保健福祉サービス推進員会では、計画の全体的な調整、諮問答申を行っていただく。
- ・ 11月に作業部会の16団体から個別のヒアリングを行った。
- ・ 1月18日～2月16日にパブリックコメントを行いたい。パブリックコメント実施前に計画案を委員の皆様にお渡ししたい。本日の会議ではパブリックコメントに出す案のたたき台を提示し、委員からの意見をいただきたい。
- ・ 障害児福祉計画について、国からは障害者計画と一体として作成して良い、と基本方針が出ている。
- ・ 章立ては、第一章が計画の概要、第二章が障害者の現状、第三章が障害福祉の課題、第四章が計画の考え方、第五章が障害者計画、第六章が障害福祉計画、第七章が計画の推進及び評価、となっている。
- ・ 第一章、現在までの法整備経過、時代背景をまとめた。特に障害者差別解消法、障害児福祉計画の義務化、津久井やまゆり園の事件について触れている。
- ・ 第二章、手帳の交付数等をまとめた。障害者数は横ばいとなっている。
- ・ 第三章、地域移行の基盤整備、安全・安心の確保、サービス・教育環境の充実、の3つの課題に整理した。
- ・ 地域以降の基盤整備については、差別解消法の施行等により、障害者の理解は進んできていると認識していたが、障害者当事者や

事業者の意見を聞いたところ、不十分との意見があったので課題としてあげた。

- ・ 安全・安心の確保については、避難行動要支援者制度の普及に向け地域の担い手となる関係機関・団体と協議を重ねているが、同制度を理解していない方が多いので今後の課題としたい。サービスの利用計画案の作成が困難ケースへの対応や現状の相談員のスキルにばらつきがあるので、基幹相談支援センターの設置を課題として挙げた。
- ・ サービス教育・環境の充実については、障がいの早期発見・療育の重要性から障がい児教育を課題とした。平成30年に法改正があることを受け、新たなサービスの活用も課題とした。
- ・ 第四章、基本理念は前回策定した計画と変わらない。計画は、4つの基本目標、8つの施策、21の取組で構成されている。
- ・ 第五章、29課が参加した庁内策定委員会で協議をして計画を作成した。それぞれの課で過去3年間の評価をし、今後3年間の目標設定をした。
- ・ 第六章、平成29年度は見込み値として第四期計画に対しての実績を記載した。平成32年度の成果目標は、国から示された基本方針に原則従ったものとなっている。地域移行については、津久井やまゆり園の再生基本構想の3つの柱の一つとして地域生活移行の促進、を挙げ、県が地域移行を促進する姿勢を見せているので、市としても地域移行を促進することを示した。

(会長) ありがとうございます。

内容について説明がありましたが、この件について御意見、御質問のある方はいますか。

当日いきなり資料を出されたので、事前に見ていないのでわからない部分があります。

(障がい福祉係長) パブリックコメント前に計画案を改めてお送りして御覧いただきたいと思っています。

(副会長) 関係団体・機関からなる作業部会を作ったのは、非常に良い着眼点だと思います。個人的なことになるが、私共の職員も参加し、計画に対する認識が新たになった。計画で周知と書いてあるが、周知の前に参加いただきながら、皆で一緒に計画を作っていくことも一つの周知になるのではないかと思います。

(鈴木孝幸委員) 地域移行とあるのですが、色々な障害に対して、知的障害だけでなく片麻痺の方であったり、若年で障害になった方であったりといった方のためのグループホーム等が必要だと感じており、そういったところの支援策を加えた方が良いと思うのが一点目です。二点目として障害のある児童について、保護者が働いているときは、学童ホームの対応かと思えます。いわゆる日中一時でみるのが良いのか、放課後デイが良いのか、それぞれ目的が違うと思えます。ですから、教育分野との関わりが必要かと思えます。三つ目は、教育分野の中で特別支援学級に行っている児童・生徒の支援について、専門的なところが必要なので、そのあたりを入れたら良いかと思えます。

(障がい福祉課長) 三つ目の意見は、特別支援学級への支援が必要という事でしょうか。

(鈴木孝幸委員) そうです。教育委員会のマターかと思うが、計画の中で教育という言葉が出ていたので、意見を出させていただきました

(障がい福祉係長) グループホーム、前回の四期でも、今回の五期でもどこへ行ってもグループホームを、と言われます。市も補助がないわけではないですが、県の補助がついている形のものでも、市も選択して選んでいるものがありまして、備品を買うときの補助、消防設備を買う時の補助、合わせて150万円の補助をやっているのが一つ、さらに家賃助成も座間市はやっています。国もやっていますが、足りない分を補う形で補助をやっています。市でできることは、やっていますが、正直、横浜市、川崎市のような大きな市では、もっと手厚い補助をしているのは事実でございます。今お話しした補助は継続していくつもりでいます。作ると言う事であれば、民間活力を利用すると計画には載せているが、出来る限り相談には乗っていきたい、と思いません。

(堀委員) 保健福祉事務所で精神障がい者の関係で、地域包括ケアシステムの会議をやろうと、年度末に考えようとしているのですが、先ほど鈴木委員がおっしゃったように、地域移行となるとグループホームしかないなというところで、そのグループホームも高齢者のように人が手厚いと良いな、と思うのですけれども、やはり障がいのグループホームは人が少ないですね。精神障がい者の方など日中どこかで活動できれば良いが、なかなか活動できません。退院して間もないとよくできないし、衣食住がままならないし、お薬をきちんと飲むという事をしていかないといけないとなると、職員の手当ても手厚くない

と、現実的に見ると地域移行って難しいな、とすごく思うところで。対象者のひとりひとりが多様化しているので、そのひとりひとりに合わせたサービスでないと対応できない時代になっている、と思います。画一的なもので、という時代ではなくなってきているので、やるからには頑張っ手厚くしてあげて、全部が同じ形でなくて良いので、自立支援の計画をしっかりと見せた上でこの期間は手厚くするけれども、あとは自立して頑張ろうね、という方法論を出していかないと難しいな、という思いがとてもしているので、グループホームだけは職員の手当てを厚くしていかないと、その先の自立、そのあとのひとりで暮らすというところまで行かない気がします。

今、精神援護寮も少ないですよ。厚木のヴァルトハイムぐらいしかなないので、自立をさせるという方法論がなかなか難しいということも考えるとグループホームの人に対して手厚くというところをぜひ計画にも載せていただきたいと思います。

(障がい福祉係長) 精神のグループホームは2～3か月前に座間も一つ立ち上がりました。カウンターに所長が良く見えられるので、話を聞いてみたいなと思っており、軌道に乗っているかな、というところですが、マンションでサテライト型と言いますか、管理人室が別の部屋にあって、隣の部屋もしくは三つ隣の部屋とぽつぽつぽつと部屋があって、何かあれば管理人室で食事等をとることもできますが、基本はひとり暮らしというのもグループホームの一つだと、県の方からもありましたし、私も意見書を書きましたが、これがうまくいけば、どんどん行けるのではないかと思っています。そのマンションは大きくて50世帯位あるのですが、そのうちの5部屋ぐらいを借りてグループホームにする、周りには一般の方もたくさんいます。

(副会長) 今までの知的などがマンションでやっている、家庭用のちょっと広間のマンションを一部屋ごとに区切っているのは違うものです。

(障がい福祉係長) 軽度の精神の方が入っていて、私も今後が楽しみにしているので、情報もっと入れれば、と思っています。

また、県の方で新しい課が、津久井やまゆり園の関係でできていて、その課から何度も電話がかかっているのですが、来年は本格的にグループホームをやるので、重度の障がい者の方が入られるグループホームにどんな課題があるか、どんどん聞かれています。本格的にやっていくとのことなので、その動向があれば、お知らせしたいと思っ

ていますし、積極的に参加したいと思っています。

(鈴木孝幸委員) グループホームについてですが、重度の人ほど支援していかなければならない区分があって、ショートステイの一泊の単価が区分の軽い人は1万8千円くらい、重度の人は2万4千円くらい、それが3人くらい泊まっていたら結構いけますが、ところが、グループホームはそんなに補助金が出ていません。これは、市の問題ではなく、国の制度の問題で、ショートステイばかり渡り歩いて、グループホームへ入られるでしょう、という人たちがそうやってお金が回っています。そこを考えたら、グループホームに加算をしてグループホームに入られるようにした方が、全体としての経費は浮くと私は思いますが、その辺りを国は施策をしていません。田中副会長いかがですか。

(副会長) 堀さんの質問に遠入さんの補足をしますと、神奈川県もグループホームについて横出しをしています。国の報酬単価だけでは、グループホームは運営できません。だから神奈川県が横出ししているのは事実です。市町村がさらに加えて横出しをしています。

鈴木さんがおっしゃったことで一つ間違いがあったのは、ショートステイが高いというのは、グループホームと比較すると高いですが、区分にもよりますが、2万いくらまで高くはないです。

神奈川県が絶対的にやらなくてはならないことで、未だに何十年もできていないことですが、神奈川というのは900万人県民がいて、600万人県民の3分の2は政令指定都市、横浜、川崎、相模原に住んでいます。3分の1しか県域の県民はいません。そのところの格差是正を神奈川県がやらなくてはなりませんできていません。だから、47都道府県の中でも政令指定都市が多くて、人口の3分の2が政令指定都市が抱えているという特性があります。いわゆる自立支援法の段階では、国の制度について政令指定都市は国の負担が2分の1、政令指定都市の負担が2分の1で国の事業が運営できていました。それ以外の市町村は、国が50パーセント、県が25パーセント、市町村が25パーセントでした。障害者総合支援法が2006年にスタートした段階で、大都市特例が撤廃されたことによって、他の市町村と同じだけ大都市の負担が少なくなりました。相模原は、2006年当時に私の試算だと120億の障がい者施策の費用が浮いたわけです。だから横出しをすごくできたのです。

(会長) 細かい説明いただきありがとうございました。他に何かある方

いらっしゃいますか。

(障がい福祉課長) この障がい者計画は、色々な関係機関から意見を聞いたことについてお褒めの言葉もありましたが、それを受けて座間市独自にどうやっていくか、ということは今もまだ迷っていて、それを計画にどうやって載せていくか、読み込めば読み込むほど、すごく難しい話でジレンマを抱えながら、係長にまとめてもらっています。予算措置の問題もありますし、その辺を踏まえて、将来を見越して座間市としてはやっていきたい、と思っています。先ほどから地域移行が障がい福祉の次期計画の中でも大きなテーマの一つだと思いますが、それをするために何が必要か、と考えますと、当然お金も必要ですが、人もすごく大事だと感じていて、なかなか福祉の業界で定着して育成をしていくのがすごく難しいところなので、ぜひ県にその辺はお願いしたいところだとも思っています。何よりもそこが一番大事ですが、人を地域の中で育てていくことがすごく難しい話だと思いますので、いろいろな関係機関と協力しなければならない、と思っています。そういったものを含めた形で未来志向のものをまとめられれば良いな、と思っております。中身を事前に示せず、申し訳ないですが、今のような御意見をまたメールや電話でも頂ければ、と思っていますので、よろしくをお願いします。

(会長) 議案(2)について、御意見がいろいろ出ましたが、一定の回答もありました。この議案については、これで終結としたいと思いますがよろしいでしょうか。

《異議なし》

(会長) それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局) 議題(3) その他ですが、今後のスケジュールについて説明します。

(福祉長寿課長) 今後の予定ですが、座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画のパブリックコメントは12月22日～1月22日、座間市障害者計画・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画のパブリックコメントは1月18日～2月16日となっていることから、その結果を取りまとめて、2月下旬に地域保健福祉サービス推進委員会に諮問して答申という形になります。年明けに会議の開催案内をしますので、よろしくをお願いします。

(事務局) 以上を持ちまして、本日の会議の議題は終了しました。長時間にわたる御審議ありがとうございました。以上を持ちまして、本日

	の座間市地域保健福祉サービス推進委員会を終了させていただきます。
--	----------------------------------